祝 大洗町新庁舎竣工

〈大洗町の将来を象徴するかのような“力強さと美しさ„をデザインした新庁舎〉

おおあらい
第57号
発行所 大洗町役場
発行人 加藤 清
印刷所 新いばらき印刷局
TEL水戸(21)8536番

特集号

新庁舎の竣工について

大洗町長　加藤　清

町民のみなさん

このたび永年の懸案であった庁舎が漸く出来上りました。昨年と今年と二ケ年の継続事業で行なったものです。実際は今年一杯かゝる筈でしたが、早期着工を認められて、早く出来上ったわけです。特に防音庁舎という全国でもめずらしいスタイルで、多額の補助金も交付され、タイミングもよかったかと思っております。大洗町が誕生してから十七年、当時新庁舎をつくる計画でしたが、何しろ学校や道路や、どうしてもやらなければならなかった事業がたくさんあったため、今日まで延び延びになりました。それにしても庁舎は住民のサービスセンターであり、新庁舎の中には住民ホールや、住民相談室もつくりましたから、どうか気軽に利用して載きたいと思っております。幸い町議会の選挙も終り、新しい議会も誕生しました。相また庁舎は町の財産となるもの永く子孫の使うものですから、出来るだけ良いものをと努力した積りです。しかし備品の不足や、周辺の環境整備もまだまだ不充分であり、これからだんだん整備していく考えでおります。よく「老人は過去を語り、青年は未来を語る」という言葉がありますが私達は絶えず先人の志を継ぎ未来を洞察しながら、現代に適応するよき文化をつくって行かなければなりません。マックスウエーバーは「政治をするには深い洞察力と責任感、そして情熱の三つが不可決の条件である」といっております。しかしまた今日ほど未来を予測することの難かしい時代はないと云われております。全くその通りで現在私達が直面している経済問題一つをとり上げてみても大きな変革期に差しかゝっていることが判る筈です。従ってこれからの町の進む方向、未来についてはお互い一人一人が充分に考え持っている力を結集し、対処して行かなければなりません。新庁舎もまたそういう拠点の一つとして利用して行きたいと思っております。なお新庁舎の建設については防衛庁、県当局をはじめ各関係機関の方々の並々ならぬ御好意、国、県議会議員の方々をはじめ、町内各団体の一方ならぬ御芳志を載き町を代表して心から御礼申し上げます。

役場庁舎の完工を祝って

茨城県知事　岩上二郎

大洗町民長年におよぶ念願であった役場新庁舎の建設工事も町長をはじめ関係各位の大きな御努力により順調に進み、完成し、菊の香ふくいくたゞよう十一月、こゝにめでたく完工の運びとなりましたことは誠に御同慶の至りでございまして心からお喜び申し上げます。

申し上げるまでもなく現在我がめぐる内外の諸情勢は政治的に経済的にあるいわ社会的に容易ならざるものがあり、国を挙げてこの難関に対処すべく一層の奮起をしなければならないときでもあります。このなかにあって地域住民と直接に触れ合いながら、地方自治本来の目的である住民の福祉を高める行政の窓口として、新庁舎のもつイメージは、それをなしうるのにふさわしいものであると存じます。

近代的な永久構造で建築されたこの立派な新庁舎にもこれらのことが充分勘案され町民の親しみやすく苦心された設計のあたりは、他のこの種の建築に対するモデル的なものであると存じます。

何卒町執行部ならびに町議会関係各位におかれては新庁舎完工を契機に、多様化せる地方行政の効率的運営にさらに勇気と英知をもって対処され大洗町の限りなき進展と住民福祉の向上に一丸となって精進されますことを衷心より祈念し、お祝いのことばといたします。

祝辞

東京防衛施設局長　元山清人

本日こゝに大洗町庁舎の防音工事の竣工式が挙行されるにあたり祝辞を申し述べる機会を得ましたことは、私の心から喜びとするところであります。

当大洗町におきましては、航空自衛隊百里基地に離着陸する航空機の騒音のために日ごろ何かとご迷惑をおかけしていることが多いと思われますが、皆様の深いご理解により基地の維持運営は円滑に遂行されております。この機会に平素のご協力に対しまして改めて厚くお礼申し上げる次第でございます。

このたび町長をはじめ関係各位の努力と熱意により、このような立派な庁舎の完成をみるに至りましたことは誠に喜びにたえません。心からお祝い申し上げますと共に防衛施設周辺整備の補助金業務を所管しているものといたしましても、いささかその責任の一端を果し得た喜びを深く感ずるものであります。

この庁舎の完成により事務能率の向上はもとより、町民へのサービスも一層の効果が期待できるものと確信いたしております。

これを機会に日ごろ基地周辺の民政安定に日夜努力いたしておりますわれわれの意のあるところをお汲み取りいただき、ますます複雑かつ困難になりつゝある国際情勢のもと、わが国の平和と安全を守る自衛隊の任務にご理解とご協力を願ってやみません。

おわりにのぞみ今後における大洗町のご発展並びに町民各位のご健勝をお祈りして私の祝辞といたします。

庁舎の新築落成を祝う

大洗町議会議長　田山勇之助

住民サービスセンターとしての大洗町役場庁舎が茲に新築完成せられましたことは、町民の皆さんが永い間の念願でありまして、まことにおめでとうございます。皆さまと共に、心からお慶び申し上げます。

私どもは、先月十月行われました町議会改選に当り、皆さま方の深いご理解と、ご支援とにより当選の栄を得まして町の重要な施策と取組んでいくことになりましたが、新庁舎落成を機会に、さらに決意を新たにいたしまして誠心誠意町政の伸展に努力し、もって皆さまのご期待にお応えしたい所存でございます。なにとぞ倍旧のご支援をたまわりますよう、せつにお願い申し上げる次第でございます。

町民待望の庁舎新築事業は、防衛庁の補助事業で関東でも初めての防音庁舎として建設されたものであり、射爆場返還と関連があって、むづかしい問題もありましたが、このたび完成を見ることが出来ましたことは町民を代表する議会と町執行部が表裏一体、一丸となってこの事業を推進してきた賜であると存ずる次第であります。

輝やかしい飛躍、発展の途上にある吾が大洗町にふさわしい殿堂が立派に実現したわけで、まことによろこばしい限りでございます。

大洗町は、経済開発の基盤である港湾建設を進め、学校建設や、町民生活をめぐる環境整備など、種々の重要施策を進めてまいりました。しかしながら、町民の福祉を増進し、住民生活の安定を図るには、なお、数多くの問題が予想されます。その解決を図ることは直接町政を担当する私たちに課せられた責務であり、町財政の範囲内において最大の効果が上るよう努力する覚悟であります。

吾々議会は、改選による新しいメンバーで発足いたしましたので新しい庁舎において、新しい行政施策をたて、名実ともに、天下の名勝〝大洗〟の面目を確立させたいと考えております。

美しい風土をいかしつつ、魅力のあるまちづくりを進め、より豊かな住みよい大洗町の建設をめざして、まい進してゆきたいと希っております。

役場庁舎の新築落成に際し、いささか所見をのべて、お祝のご挨拶といたします。

新庁舎側面

新庁舎は町のシンボルでもあり、町民のみなさんの〝家〟でもあります。
気軽るに御利用下さい。

町民ホール

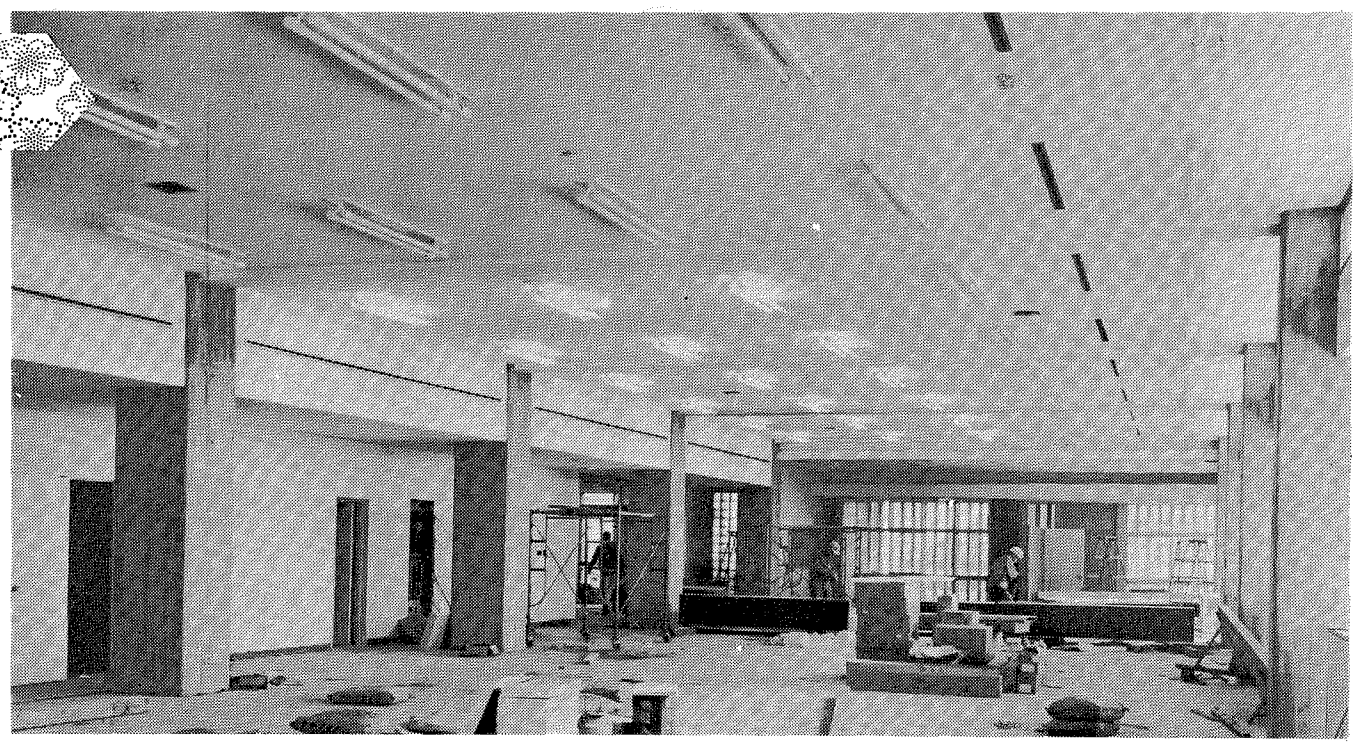

急ピッチに工事を進めている町民ホールは、正面玄関を入ってすぐ左側になります。
ホールの一部には住民相談室が設けられ、カウンターをはさんで窓口関係の各課がならびます。

議場

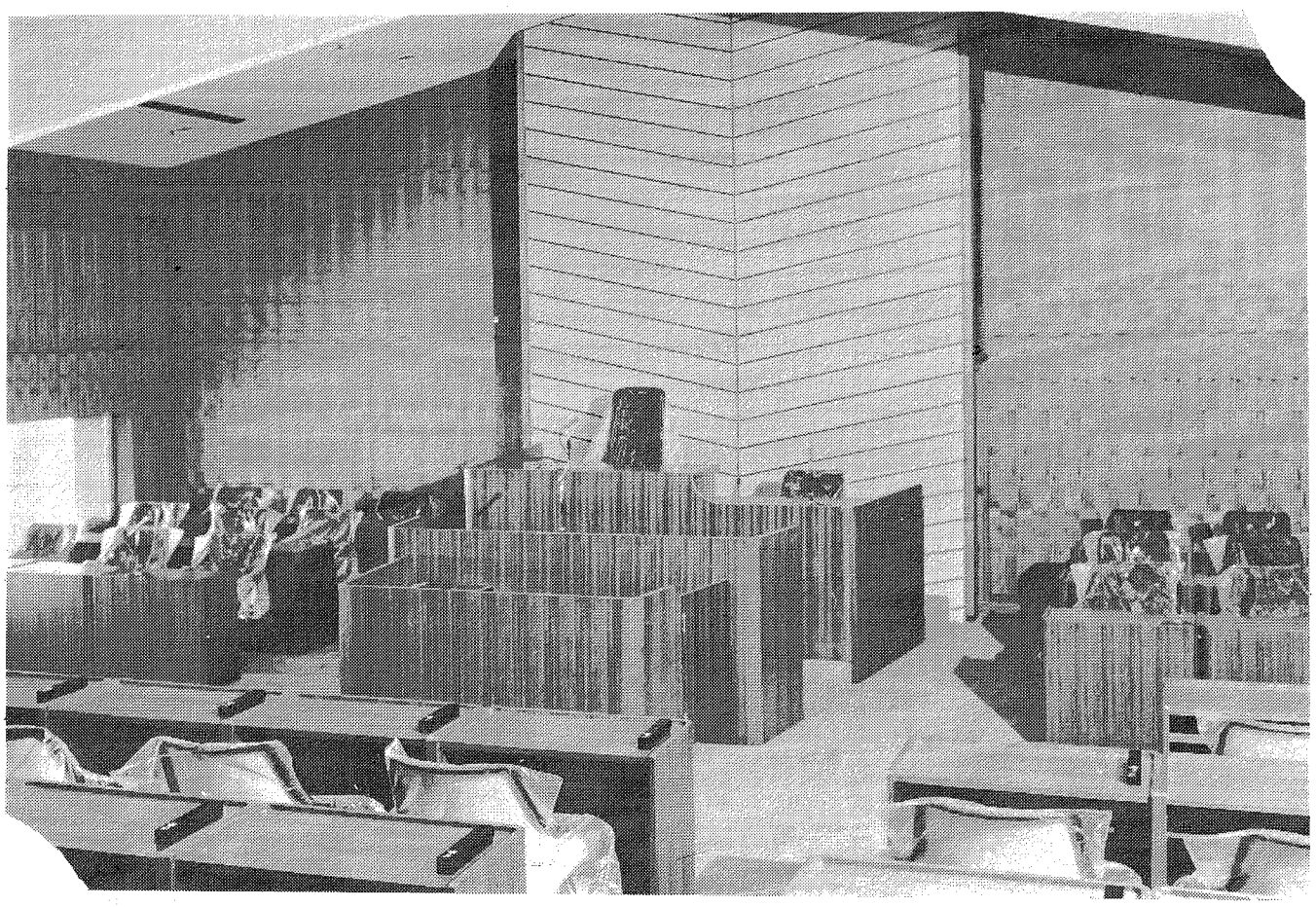

新議場は町の方向を定める行政議案を審議する場にふさわしく落ちついた雰囲気が満ちあふれています。

会議室

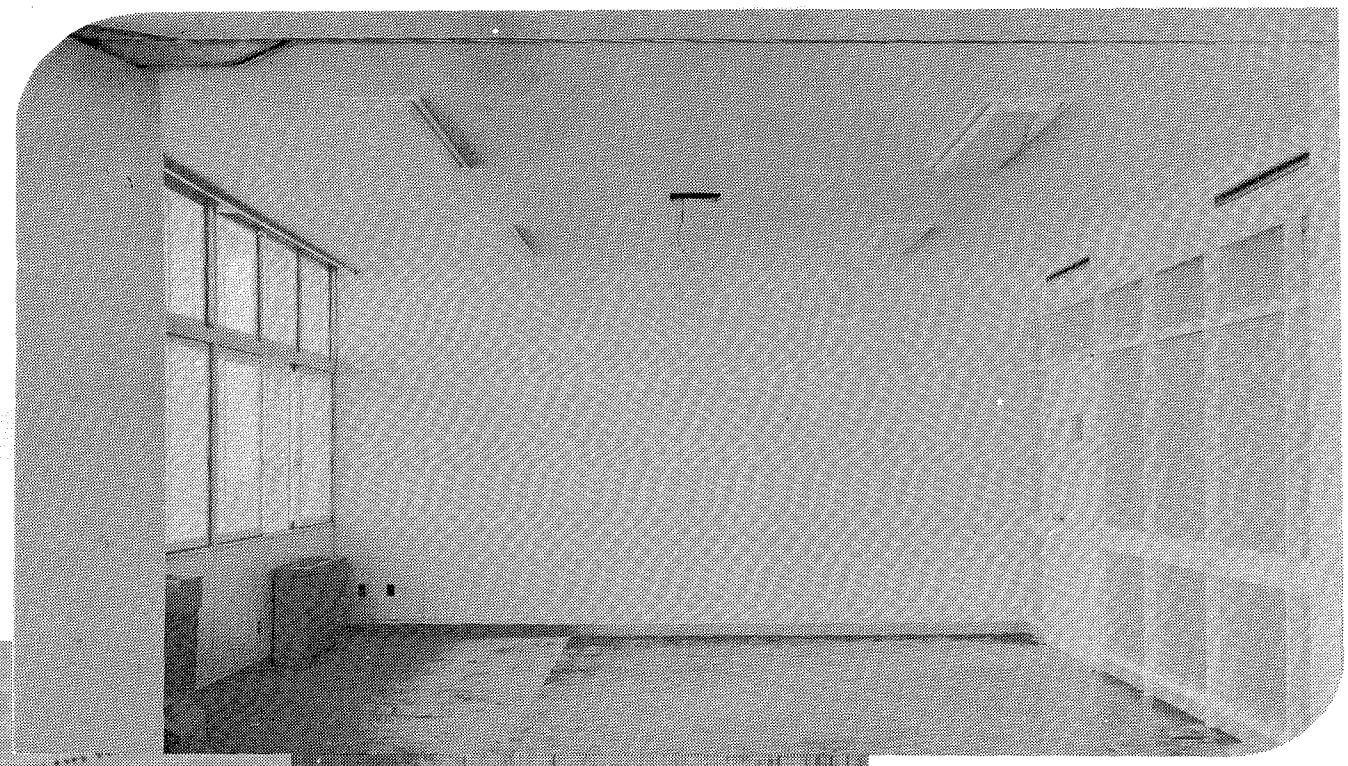

会議室は政策審議室をはじめ大、小七つの会議室が用意されています。特に四つの議会委員会室はスライド・ドアーによって仕切られ、大会議室としても利用できるように設計されています。

傍聴席

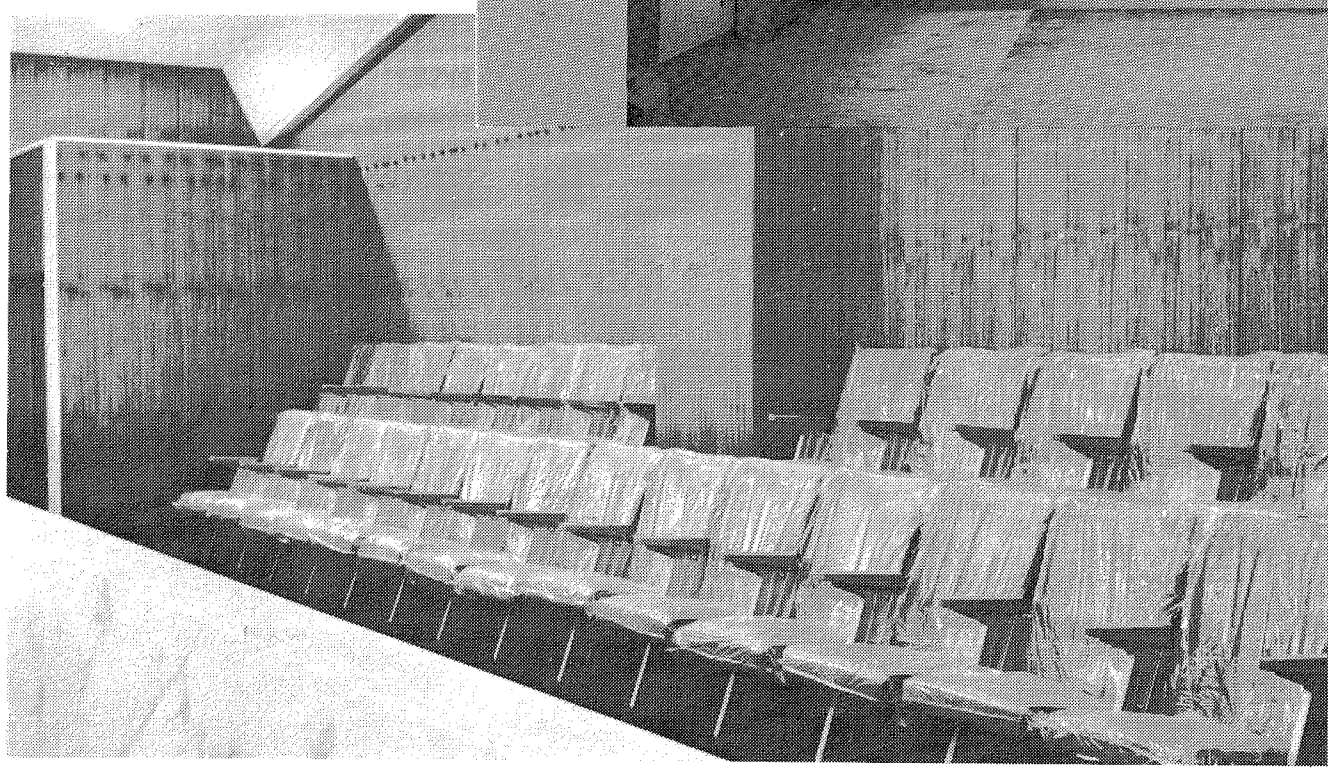

傍聴席は本県特産の寒水石の腰壁によって議場と仕切られ、新議場にふさわしい立派なものです。

屋上からの展望

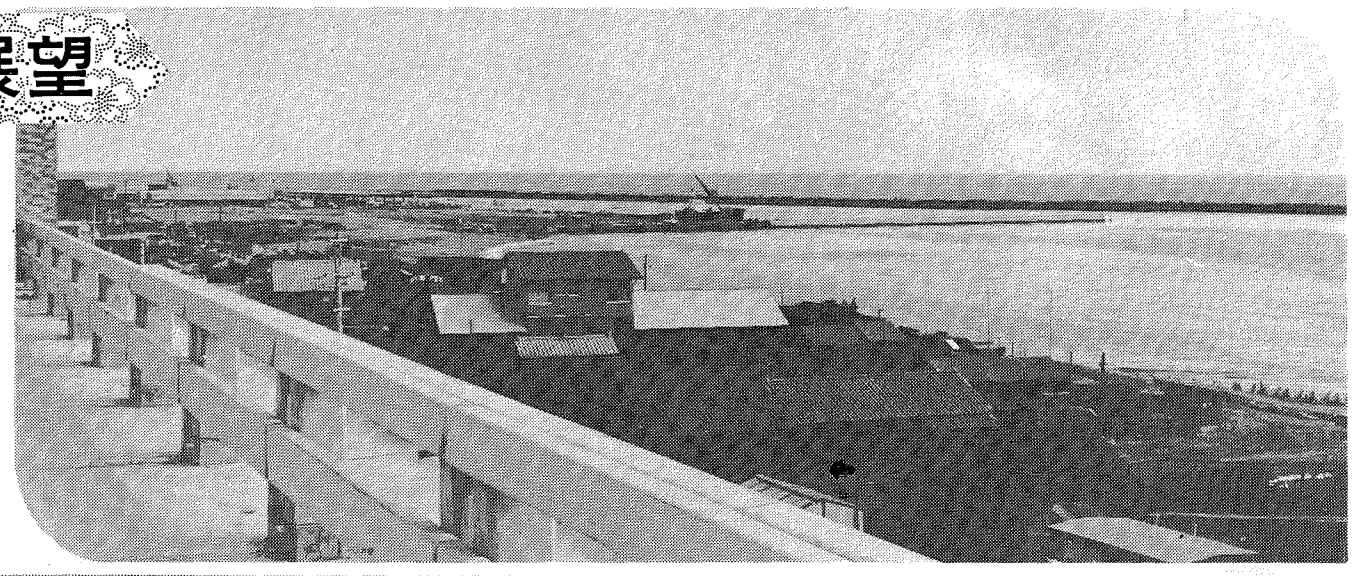

新庁舎の屋上から眺めると太平洋が足もとにまでせまっています。左側には建設中の新港湾がスッポリと視界に入り、右手はるかには原子炉のドームが秋空に映えています。

一階事務室

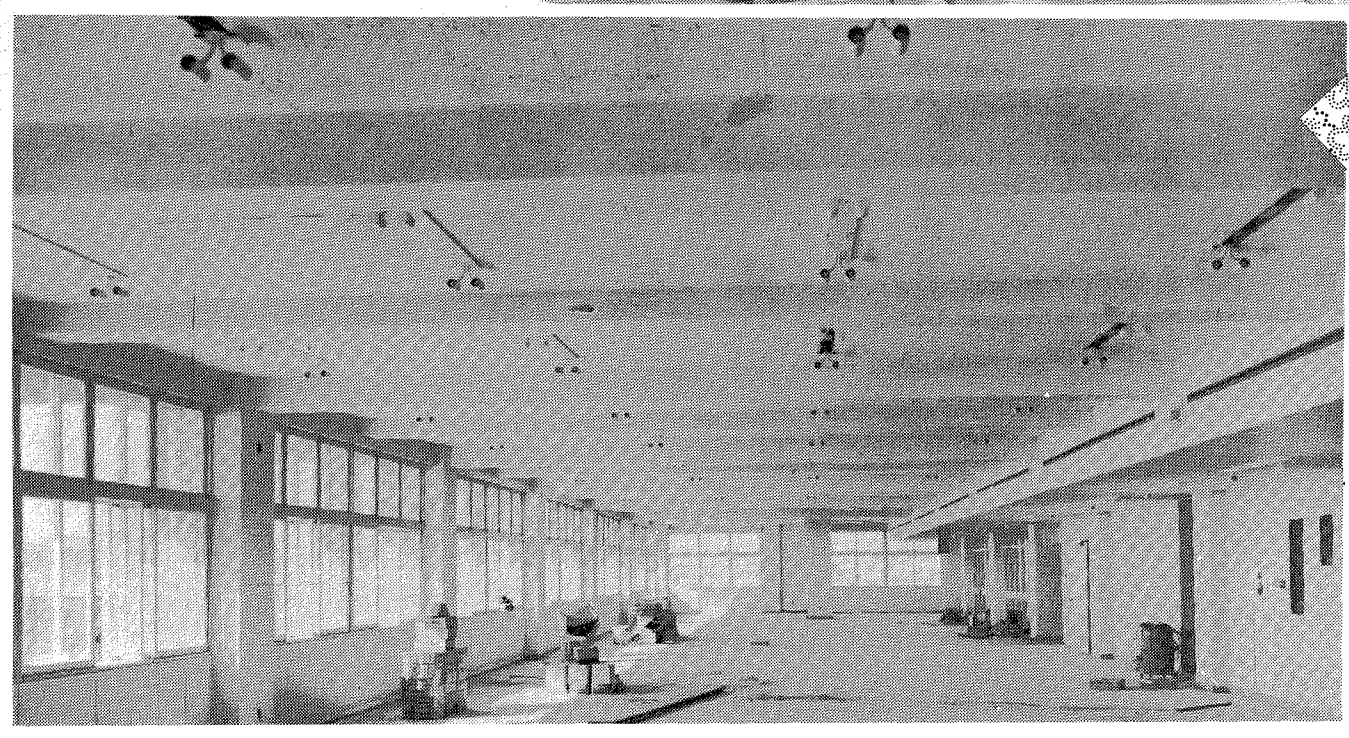

仕事の能率化を第一に設計された事務室

新庁舎案内・各階平面図

縮尺 ― 1/500

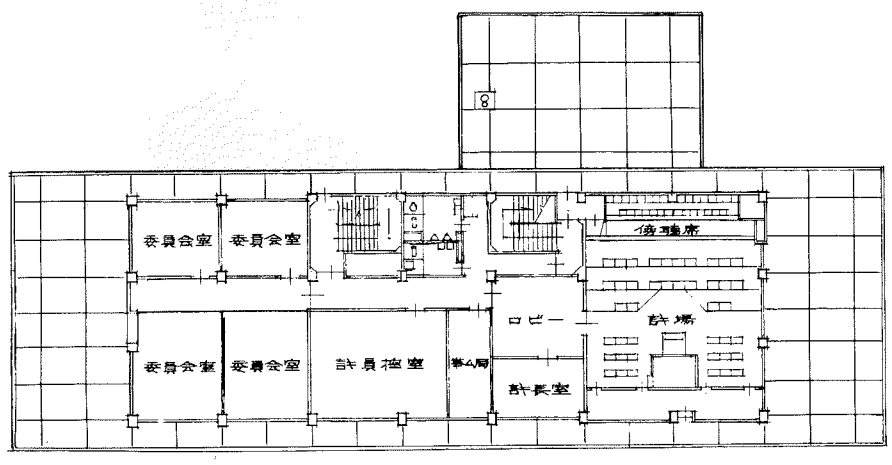

3　階

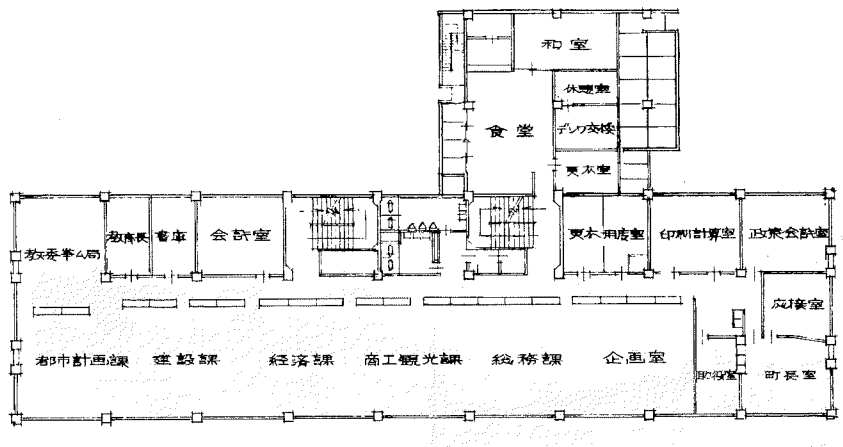

2　階

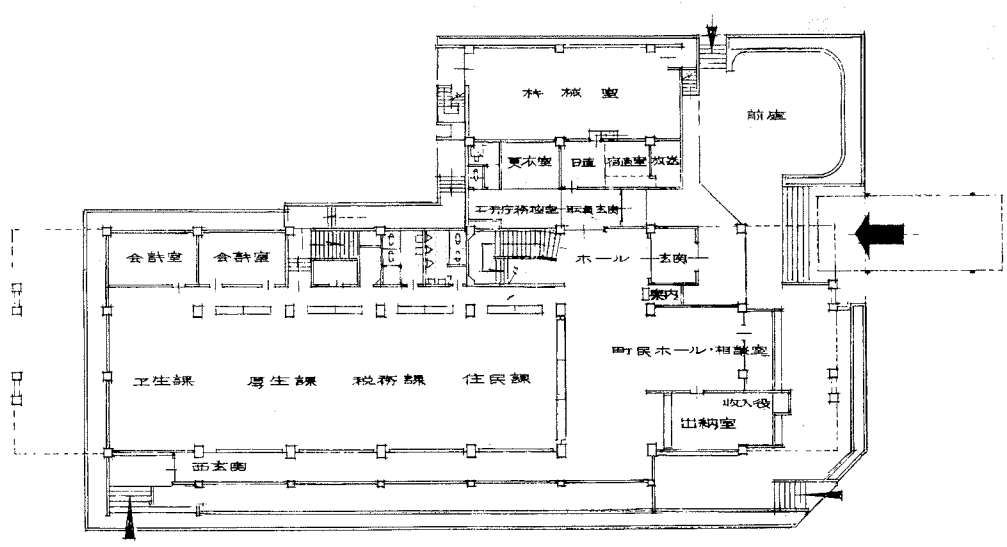

1　階

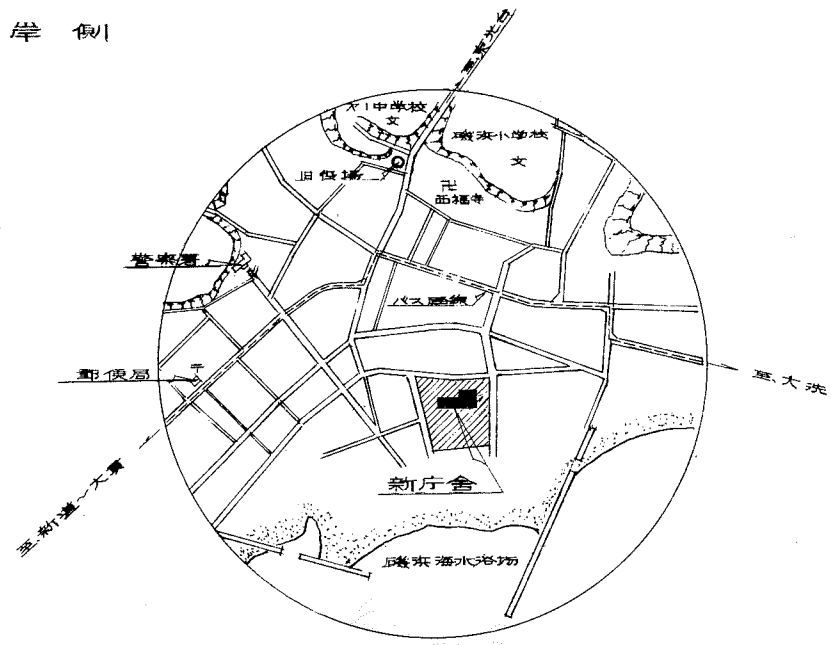

位置図　縮尺 ― 1/10000

概　要

構　造	鉄筋コンクリート造、３階建、
建築面積	３階　701.950㎡（屋階共）
	２〃　935.032㎡（中2階共）
	１〃　995.268㎡
	計　2,632.250㎡

われらの代表24名決まる

躍進が期待される，わが大洗町の町政に，住民の世論を充分に反映させ，豊かで明るい町づくりをめざして今後４年間に亘り町政を託するわれらの代表24名を選ぶ町議会議員の選挙が去る10月24日に行なわれ，次の方々が栄ある当選をされました。

改選後初議会開かれる

議　長に田山勇之助氏
副議長に大貫　定夫氏　当選

田山議長

大貫副議長

任期満了に伴う議会議員一般選挙後に於ける初会議が、昭和四十六年十一月四日午前十時役場新庁舎内の議会議事堂に招集され正副議長選挙をはじめ、議席の決定、議会常任委員会委員選任、監査委員選任の同意、大洗旭常澄環境衛生組合議員選任などを議決いたしました。

初めに、出席議員中、最年長者の飯島一之介議員が臨時議長となり議長席につき挨拶があったあと、議長選挙を行ない、その結果田山勇之助議員が議長に当選しました。

新議長は、臨時議長と交替して議長席につき就任あいさつのあとただちに、副議長選挙を行った。その結果、大貫定夫議員が副議長に当選、なお引続き日程の順に従い議事が進められ会期一日で初議会は閉会されました。

初議会において、次のことが定められ新態勢をととのえました。

議　長　田山勇之助
副議長　大貫　定夫

○総務常任委員会委員
委員長　飯島一之介
副委員長　菊池彦衛門
委　員　鬼沢保兵衛
〃　内山　光正
〃　大貫　定夫
〃　田山　安蔵

○教育民生常任委員会委員
委員長　米川　竜
副委員長　鬼沢　弥市
委　員　関根　恵一
〃　清水　多喜
〃　関根　軍次
〃　田山勇之助

○経済常任委員会委員
委員長　飛田　惣一
副委員長　深作　重雄
委　員　竹内　宏
〃　菅原　弥
〃　関根喜衛門
〃　関野清兵衛

○建設常任委員会委員
委員長　亀山　清
副委員長　石崎作衛門
委　員　小松崎七郎
〃　長我部与四郎
〃　郡司　董
〃　田中　重雄

○監査委員　内山　光正

○大洗旭常澄環境衛生組合議員
田山勇之助
大貫　定夫
菊池彦衛門
関根　恵一
関根　軍次
関野清兵衛
郡司　董

○町営住宅入居者選考委員
内山　光正
菊池彦衛門
清水　多喜
鬼沢　弥市
竹内　宏
関根喜衛門
小松崎七郎
田中　重雄

教育関係者四百名集め
研究発表会開かる

大洗町立第一中学校は昭和45・46年の2ヶ年間、文部省より生徒指導研究（クラブ活動）推進校の指定を受け、〝ひとりひとりが望ましい生活態度を身につけ自発的な実践活動を高めるためのクラブ指導はどうあるべきか〟という研究主題と取り組んでまいりましたが、このほどその研究成果が取りまとめられ、去る11月5日に県内外の教育関係者約400名を一中に集め盛大に研究発表会が行なわれました。午前9時30分からクラブ毎に活動状況を公開し、引き続き全体会では現在までの経過報告、クラブ代表による生徒発表が行なわれ、午後から全体会、文部省教科調査官の講演等があり盛会裡に発表会の幕を閉じました。一中では現在、文化的クラブ（16クラブ）、体育的クラブ（14クラブ）、生産的クラブ（5クラブ）の計35クラブが結成されており、生徒全員がクラブ活動に参加、活発に運営し大きな成果を挙げています。

《全体会で〝生徒発表〟を行なうクラブ代表》

•国民年金•
未納者、未加入者は最後のチャンス

国民年金の保険料は、必要期間の二十五年（昭和五年四月一日以前に生まれた人は、年令によって二十四年から十年までに短縮されている）となっております。

今まで滞納期間が長い人は今後六十才まで保険料を掛け続けても一生年金は受けられないことになり、また福祉年金も受けることができないことにもなりますから注意して下さい。

〝今のうちに納付しよう〟

国民年金の保険料は、納めなければならない期限から、二年を過ぎますと時効という法律の適用となって、後になって納めたくても納められないことになっておりました。

ところが法律の改正により、今まで時効となっている未納保険料についても、昭和四十七年六月三十日までに限り、未納期間一ヵ月分につき四百五十円の保険料を納められることになっております。

この特例納付は、現に加入している人ばかりでなく、過去に加入していた人でも納付できますから一日も早く納めて下さい。

〝滞納は権利の放棄〟

保険料を滞納しているということは、将来の年金保障を放棄するということで、もし万一に事故でも発生したような場合には、母子年金（準母子年金）や障害年金、遺児年金等が受給できなくなります。

このような例が当町にお殺ても多いようですから、保険料は納期内に完納して下さい。

〝未加入者も今ならできる〟

国民年金は、加入することから資格ができますが、今まで過去にさかのぼって保険料を納めることができますので、現在加入している人達と同じように、足並みをそろえられ将来が保障されることになります。

この機会をお見逃すことなく役場窓口係へお申し出下さい。

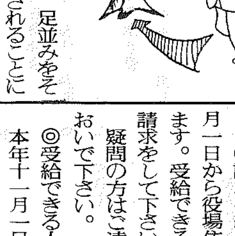

町民の声を求め
町政モニター制度を採用

町政を町民のための町政として立派に育てていくためには町民と町の行政をあずかる者との間に隔意のない理解と円滑な協力関係がつくられなければなりません。

町ではこの目的を達成するために常に窓口から一歩外に出て広くみなさん方の声を行政にとり入れることに努めてまいりましたが更に積極的に「町民の声」を求め、相互理解と親密化を図りながらいわゆる血の通った行政、町民とともにある町政を実現する一つの方法として今回他町村にさきがけてモニター制度を採用しました。

第一回モニター会議は去る十月四日に開催され、午前中、町側からの説明、モニターの方々の有益な御意見等の発表があり、午後からは町内各種諸施設の見学等が行なわれました。これからの町行政に対する建設的な御意見がモニターの方々を通じて積極的に提起されるものと大いに期待されています。

《ゴミ焼却場を見学するモニターのみなさん》

身体障害の児童に
第一回福祉手当を支給

大洗町には身体に重度の障害をもつ気の毒な児童がおり毎日養護学校等で懸命の努力をしています。これらの児童の福祉増進の目的をもって昭和四十六年度から、町独自による「大洗町重度心身障害児童福祉手当支給条例」が制定されました。

去る九月三十日役場会議室において、第一回児童福祉手当の支給を行ない加藤町長から保護者一人一人に福祉手当及び証書が手渡されました。今回の該当児童数は、十七名であります。

本手当の受給資格は、大洗町に一年以上居住し、身体に障害をもつ三才から二十才未満の児童で、障害程度が身体障害者手帳一級から三級まで、または、精神薄弱の程度が「重度」と判定されたものです。手当は年額一二、〇〇〇円で九月と三月の二回にわけて支給します。

詳しく知りたい方は、厚生課まで問合せて下さい。

・老齢福祉年金・
身障者には62歳から

老令福祉年金は七十才から支給されることになっていますが、体の不自由な高令者が、国民年金法で定める二級障害に該当する場合は、六十五才から年金が支給されます。

この請求手続きの受付は、十一月一日から役場住民課で行っています。受給できる方は、すすんで請求をして下さい。

疑問の方はご遠慮なく住民課においで下さい。

◎受給できる人

本年十一月一日に、六十五才をこえ、七十才未満の人でつぎの身体障害にある人。

○両眼の視力の和が〇・〇八以下の目の障害（物の輪郭がどうやら分る程度）
○耳もとで大声で話すと、かすかに聞きとれる程度の聴力障害
○声がほとんど出せないため、自分の意志を伝えるのに、身ぶりや、書くことを要する、音声、言語障害。
○片腕が完全マヒなどにより、ほとんど使えない肢体障害。
○両手の親指とひとさし指を欠くか又は片手の五指の用を廃している肢体障害。
○戸外では杖、松葉杖等の補助具がなければ、歩行できない肢体障害。
○レントゲン検査により、空洞型、病巣のひろがり等の程度が重度と認められ、かつ安静を必要とする結核性障害。
○家庭内の極めて温和な活動では、なんでもないが、それ以上の活動では、心蔵に不全症状、又は狭心症状がおこる心臓障害。

「苦情・要望」処理の道案内
住民相談室を設置

去る十月一日の行政機構改革により、日頃皆様方がお困りになっていることを処理するため新庁舎一階住民ホール脇に住民相談室が設置されました。

町の行政に対する苦情や要望等をお受けいたし、早急に解決の道を開き、明かるい住みよい町づくりに資したいと存じます

どうぞお気軽にご相談下さい。

！児童手当の支給開始決まる！

さきの国会で、新らしい制度として児童手当法が成立し、昭和四七年一月一日から実施されることになりました。

これは次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上が目的で次に該当する者が手当の支給を受けることができます。

一、十八歳未満の児童を三人以上養成している者に対して三人目以降の児童に月額三千円を左の区分により支給します。

昭和48年3月までは五才未満の児童
昭和48年4月から49年3月までは十才未満の児童
昭和49年4月からは十五才未満の児童

但し、その人に高額の所得がある場合は支給されないことになっております（所得制限）。

昭和四六年度では扶養親族等五人の場合で前年度の収入が二百万円以上であるときは支給されません。

一、支給月は、毎年二月、六月、十月の三回に分け、それぞれ前月までの手当がまとめて支払われます。

但し昭和四七年一月、二月分に限り同年三月に支給します。

一、公務員、地方公共団体、三公社などは、直接その団体において認定支給が行われます。

◎該当見込者については、町より十一月中に通知がいきますから申請書記入の上、定められた日に役場厚生課へ提出して下さい。

注、今後三人目以降の子が生まれ新らしく受給資格が発生した人は直ちに厚生課へ申し出て下さい。手続きをしないでいると次の規定によりいつまでも手当が受けられません。

（第八条、児童手当の支給は、受給資格者の認定の請求をした日の属する月の翌月から始める。）

大洗町の財政

昭和四十五年度各種会計決算の概要

一、はじめに

つい最近の新聞記事に建設大臣の私的諮問機関である建設政策懇談会が「七〇年代の国土政策の基調」と題する報告書の提言がありました。このことは近年における社会経済の急激な変動に伴いまして国民経済の成長と生活水準の著しい上昇は極めて大きいと云われておりますように「物量的な経済社会の発展は一応成功をおさめ、ほぼ目標点に到達しこれからは、新しい事態認識の下に国民的な目標と課題を設定すると云うものであります。どう云うことかと申しますと、つまり七〇年代は内政充実を図るべきが最大の課題とされておりますように住民の生活にもっとも密着するところの生活関連公共施設をはじめとし立ち遅れた、社会資本整備充実を積極的に推進することにあります。御承知のように今日全国各地において公害の問題、過密、過疎の問題、交通対策の問題、自然破壊など種々なる問題があり過密地域における弊害と多くの過疎の地域における弊害とをかえております。これら人間的環境の整備は経済的環境の発展の犠牲になってきたことは否定できないと思いますが、この七〇年代はこうした人間的環境の整備を充実させ経済的環境の開発をそれに合せていくべきだとするものであります。こうした現状のなかで私どもの地域をみつめてみますれば、公共施設の整備ではかなりの実績を上げてきていると思いますが、道路をはじめとし側溝、下水道、住宅等あるいは都市開発の問題住民のみなさんにとって日々の生活に密着する諸施設についても、都市機能を果す上で、まだ〳〵施設水準の向上に努めなければなりません。こうしたことから昭和四十五年度も引き続き積極的に建設事業投資をして参りましてその投資額も決算総額の四〇・四パーセントを占めておりますように私どもは施設の整備が遅れている点については財源の重点的配分をもって住民のみなさん一人一人のための住みよい生活の場としての地域づくりに努力してまいったところであります。

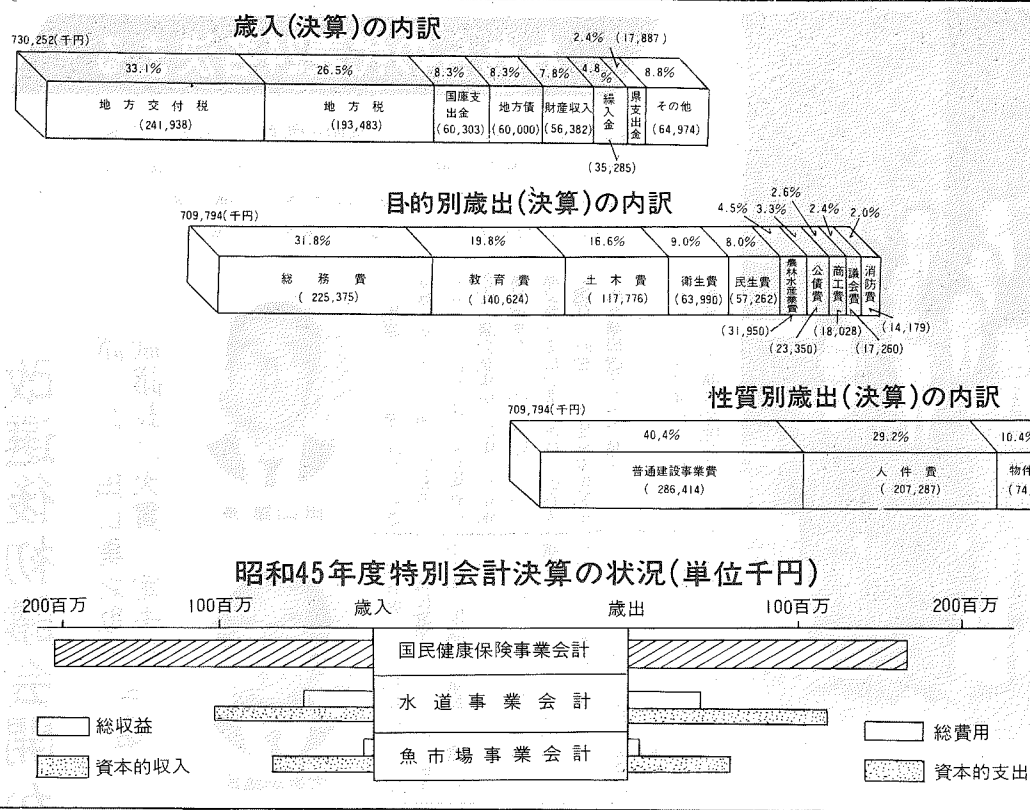

昭和四十五年度大洗町一般会計才入才出決算の概況について

【昭和四十五年度予算成立から決算に至る経過】

昭和四十五年度予算は新年度開始前の三月、産業基盤の確立と振興のために大洗港建設事業、農免道路新設調査、商工会館建設の助成、そ菜等集出荷所建設、食用甘しょ貯蔵施設設置、共同漁具倉庫建設事業を主とし、生活環境の整備を図るためには都市計街路、町道舗装及び排水溝整備、ごみ焼却場建設事業（継続）消防ポンプ購入、庁舎建設事業を主とし、教育福祉の向上を図るために、一中給食施設建築事業、南中屋内運動場建築事業を主たる事業としてその予算規模は五七五、二一三千円と定め原案どおり成立した。その後南中屋内運動場建設について工事費に不足を生じたこと及び磯浜駅周辺よりの幹線排水路整備工事、一中温度保持工事、人事院勧告に伴う給与改訂等の補正があり、しかしてその予算額は七三八、二三四千円、港湾修築事業で八、四〇〇千円、南中屋内運動場建築で六、六〇〇千円、一中給食室建築で一〇、〇〇〇千円によるものであります。

このようにして年々財政規模は拡大されてきておりますが公共施設の充実を図る為に財源の調達に努めたわけでございます。

【歳出の状況】

昭和四十五年度の歳出純計決算額七〇九、七九四、一五一円前年度増加率二七、七%でありまして主たる内訳につきましては次のとおりであります。まず建設事業の投資額は二八六、四一四千円と歳出総額の四〇・四%を占めておりますがこれが内容を申し上げますと、庁舎防音工事（昭和四十六年に継続）の八〇、二三三千円、ごみ焼却場建設事業の一五、一七七千円、地域特産農業振興事業（そ菜等集出荷所建設及び食用甘藷貯蔵施設建設事業）五、一〇〇千円、農免道路建設事業調査費の一七七〇千円、大洗町漁協共同漁具倉庫建設事業一、八〇〇千円、大洗町商工会館建設事業一、〇〇〇千円、町道路舗装及び排水溝整備事業で四〇、四三三千円、大洗港建設事業四六、八五五千円、都市計画街路二、〇八〇千円、防火貯水槽建設及び器具置場並びに消防自動車ポンプ購入で六、三九六千円、一中給食室建築事業の一六、二四二千円、南中屋内運動場建築事業の四二、五六〇千円、一中温度保持工事一三、二六九千円とこれらが主たるものであります。次に人件費（一般職及び特別職の常勤非常勤を含む）で、二〇七、二八七千円（歳出総額の二九・二%）物件費七四、〇一九千円（一〇・四%）、積立金四三、八六一千円（六・二%）、補助費三八、六二一千円（五・四%）、公債費二三、三五〇千円（三・三%）、投資及び出資金一五、四八四千円（二・二%）、扶助費一四、八八四千円（二・一%）その他五、八七四千円（〇・八%）となっております又経常収比率につきましては人件費については六〇・二%、扶助費一・一%、公債費七・五%、物件費一五・三%、維持補修費〇・四%、補助費等九・四%で経常経費に充当された一般財源の割合は六七・三%と年々改善されてきております。

【注】経常的経費とは一般に義務的性格の強い経費で人件費、扶助費、公債費、物件費、及び補助費の一部をいう。

昭和四十五年度大洗町国民健康保険特別会計決算の概況について

国民健康保険特別会計の状況については、御承知のとおり全国的に非常にむずかしい実態におかれておりまして最近特に医療保険制度の改正案がさわがれておるわけです。こうした状況下で昭和四十五年の決算の概況を申し上げますと、歳入総額につきましては二二三、五八一、二三四円で予算現額に対し一〇九%の執行であります。このことは、医療費の伸びが年度当初の見込より若干下がったことにより国に於いて調整交付金等の増額があったこと等によるものであります。一方歳出につきましては九千円となった。一方これに対処するため財源構成については、町税、交付税を主とする一般財源（交付税制度改正に伴う増額）は対前年度より大きく伸びたこと、国庫補助金についても庁舎建設、一中給食施設、南中屋内運動場、一中温度保持工事を主とする収入があり、更に町債を見込んで対処したものであります。

【決算規模】

昭和四十五年度予算執行の実績については

※歳入七三〇、二五一、九四四円

対前年度増加率二五・二%

※歳出七〇九、七九四、一五一円

対前年度増加率二七・七%

であり、歳入において予算額に対してその執行率は、九八・九パーセント、歳出における予算額に対する執行率は九六・一パーセントとそれぞれ、高い執行で決算に至っておりこの結果から昭和四十五年度の剰余金（歳計）は、二〇、四五七、七九三円となったわけです。決算規模の増額は四十四年度に引き続き積極的に建設事業にとりくみ庁舎をはじめとし一中給食南中屋体、一中温度保持等の建設事業等の新たな財政需要に対処し行政水準の向上につとめたものであります。

【歳入の状況】

昭和四十五年度の歳入純計決算額七三〇、二五一、九四四円前年度増加率二五・二パーセントでありましてその主たる内訳は次のとおりであります。

地方税一九三、四八三千円（歳入総額の二六・五%）地方交付税二四一、九三八千円（三三・一%）で経常一般財源、つまり町税・交付税において歳入総額の六〇・九%を占めております。更に国庫支出金六〇、三〇三千円（八・三%）財産収入五六、三八二千円（七・八%）地方債六〇、〇〇〇千円（八・三%）が主なるものであります。

これを対前年度に比較いたしますと町税では二九・八%交付税で三三・二%の伸びで経常一般財源の伸びは、大きくなってきております。特に町税については原研、動燃の施設がつぎつぎとできあがってまいりましてこれらが町税の伸びの大きな要因となっております。又交付税につきましては景気上昇の反映が制度改正と結びつき増額されたものであります。尚財産収入につきましては、前原台地に動燃の独身寮を誘致いたしましてこれが収入が四二、一〇〇千円と原研動燃が那珂川より水を得る為の導水管理設の地役権を設定いたしましてこれが収入が九、九二八千円となっておりこれらが主たるものでございます。国庫補助金につきましては対前年度比二五・九%の減でありますがこれは防音校舎が完成いたしましたのでこれらによる減であります。しかし、本年度は庁舎防音工事に対し一九五〇五千円、消防自動車購入で六五〇千円、南中屋内運動場建築で九、〇一七千円、一中給食室建築事業で一、三七七千円、一中温度保持工事で八、八五三千円とこれらが主たるものでございます。

町債につきましては、庁舎防音工事で二五、〇〇〇千円、ごみ焼却場建設事業にて一〇、〇〇〇千円、港湾修築事業で八、四〇〇千円、南中屋内運動場建築で六、六〇〇千円、一中給食室建築で一〇、〇〇〇千円によるものであります。

このようにして年々財政規模は拡大されてきておりますが公共施設の充実を図る為に財源の調達に努めたわけでございます。

【歳出の状況】

昭和四十五年度の歳出純計決算額七〇九、七九四、一五一円前年度増加率二七、七%でありまして主たる内訳につきましては次のとおりであります。まず建設事業の投資額は二八六、四一四千円と歳出総額の四〇・四%を占めておりますがこれが内容を申し上げますと、庁舎防音工事（昭和四十六年に継続）の八〇、二三三千円、ごみ焼却場建設事業の一五、一七七千円、地域特産農業振興事業（そ菜等集出荷所建設及び食用甘藷貯蔵施設建設事業）五、一〇〇千円、農免道路建設事業調査費の一七七〇千円、大洗町漁協共同漁具倉庫建設事業一、八〇〇千円、大洗町商工会館建設事業一、〇〇〇千円、町道路舗装及び排水溝整備事業で四〇、四三三千円、大洗港建設事業四六、八五五千円、都市計画街路二、〇八〇千円、防火貯水槽建設及び器具置場並びに消防自動車ポンプ購入で六、三九六千円、一中給食室建築事業の一六、二四二千円、南中屋内運動場建築事業の四二、五六〇千円、一中温度保持工事一三、二六九千円とこれらが主たるものであります。次に人件費（一般職及び特別職の常勤非常勤を含む）で、二〇七、二八七千円（歳出総額の二九・二%）物件費七四、〇一九千円（一〇・四%）、積立金四三、八六一千円（六・二%）、補助費三八、六二一千円（五・四%）、公債費二三、三五〇千円（三・三%）、投資及び出資金一五、四八四千円（二・二%）、扶助費一四、八八四千円（二・一%）その他五、八七四千円（〇・八%）となっております又経常収比率につきましては人件費については六〇・二%、扶助費一・一%、公債費七・五%、物件費一五・三%、維持補修費〇・四%、補助費等九・四%で経常経費に充当された一般財源の割合は六七・三%と年々改善されてきております。

【注】経常的経費とは一般に義務的性格の強い経費で人件費、扶助費、公債費、物件費、及び補助費の一部をいう。

昭和四十五年度大洗町水道事業会計決算の概況について

御承知のように地方公営企業の経営問題につきましては全国的に経営改善の検討が進められているように悪化の一途にあります。そこで本町における水道事業の概況を申し上げますと一日平均配水量二、五五九立方メートルであるのに対し一日最大配水量は五、四六四立方メートルという夏季における実績を示しております。このことから判断いたしますと配水量ピーク時の差は年々増大してまいりますし、このピーク時が夏季に集中するわけですが公衆衛生を守る建前から絶対に断水は避けなければならないわけです。この為に施設面に於いては只今第二次拡張事業を実施中であり、これが完成によって配水能力の拡大充実は図れますが二方設備投資の増こうにより企業経営に非常に困難をもたらしているのであります。御承知の様に公営企業は一つの考えで商売だとする思想があり行政目的は住民福祉追求にありますし、その枠の中での利潤追求にありますし、その枠の中での利潤を追求するにあたって否定するなにものもなく依って得た利益を住民福祉のために賛うとする考えもあります。しかし地方公営企業と云うものは経済性と公共性がつねにバランスが保たれた中で独立採算性を原則に経営されるものであろうと思います。よって経済性にかたよれば経済合理主義に徹っすることができますが、そこに公共性と云うものを加えてゆきますと収入になることなら如何なる運営を行なってもよいということではなく、公共性を達するということに反してはいけないと云うことになろうと思います。ここで昭和四十五年度の経営状況について申し上げてみますと、当年度総収益四八、四三八、七七二円総費用四七、六二二、〇四二円で差引当年度純利益八七、五五二円となっております。この内容で営業収益において給水収益の四四、五三、八一九円で対前年度伸び三二・二%、受託工事収益においては六一九、二五五円で対前年度比二八七、三〇%その他の営業収益で一、九六八、〇一〇円対前年度比二五・一%となっております。

一方営業収益において受取利息及び配当金で二〇八、三五八円雑収入一一九、三三〇円他会計補助金一、〇〇〇、〇〇〇円となっております。こうした収益の背景より費用をみると営業費用においては三一、七〇七、二五三円でありこれは原水及び浄水費の七、三四二、三五四円減価償却費一〇、三三九、六四六円が主たるものでありますがいずれも施設拡張に伴う費用の累増であります又営業外費用については、一五、九一三、九五七円で施設拡張に伴う企業債の累積により企業債利息の増加によるものであります。更に資本勘定の収支の状況をみると建設改良第二次拡張事業の実施により前年度に引き続き二一、一五二、一五四円の投資をしたものと企業債償還金の五、八七三、二八六円となっております。これに対処するための収入については、企業債九〇、〇〇〇、〇〇〇円出資金一一、〇〇〇、〇〇〇円分担金二、〇三一、〇〇〇円負担金一、九九〇、〇〇〇円で資本的収入が資本的支出に不足する額二一、一〇四、四四〇円は過年度分損益勘定留保資金三、四一三、八二七円と減債積立金四八七、九七四円及び当年度分損益勘定留保資金八、二〇二、六三九円で補てんしたものであります。

昭和四十五年度魚市場事業会計決算の概況について

魚市場事業会計の収益的収支につきましては、収入で事業収益の七三四九、七一〇円この内訳は営業収益の四、一九三、二〇八円と営業外収益の三、一五六、五〇二円であります。一方支出については魚市場事業費で二、四九一、五四一円となっております。よって収益的勘定においては、三、三〇八、二一九円の利益となっているものであります。又資本的収支については防衛庁補助事業として冷凍冷蔵庫建設事業の実施に伴う投資額が六五、四一五、〇五一円諸施設建設費で一、二五〇、七六八円企業債償還金九三一、七一六円積立金六〇〇、〇〇〇円となっております。資本的収入につきましては保証金の六〇〇、〇〇〇円国庫補助金の三九、二三三、〇二一円企業債の二六、〇〇〇、〇〇〇円となっておりさらに不足する額二、三七五、五一四円は収益的勘定より充当されたものであります。